

## 役員定年規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本学生航空連盟（以下「学連」という）役員の定年について定めるものである。

### (役員定義)

第2条 この規程において役員とは、評議員会で選任された理事および監事をいう。

### (定年)

第3条 役員の前項の定年は、原則として以下に定めるとおりとする。

会 長・専務理事・監事	80歳
理 事	78歳

- 2 前項の年齢は、その役位に在任できる上限を示したものであり、当然その年齢まで留任するものではない。
- 3 任期の重任は妨げないが、一般理事にあつては 5期10年、監事にあつては 3期12年を限度とする。但し、会長・専務理事は一般理事重任期間とは別途 3期6年の重任期間を設定する。
- 4 最長期間に達した役員を再び選任する場合は4年間の経過期間を必要とする。

### (任期中の取扱い)

第4条 役員が、任期中に第3条に規定する年齢に達したときは、任期満了まで定年を延長する。

### (退任役員責務)

第5条 退任する役員は、業務の引継ぎを完全に行わなければならない。

- 2 退任する役員が学連に対して債務がある場合、退任時に完全に返済しなければならない。

## 付 則

### 1. 規程の改廃

この規程の改廃は理事会において決議する。

### 2. 実施期日及び改正期日

この規程は、2021年11月13日から施行する。